

工事後のモニタリング計画 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="331 528 842 571">工事後のモニタリング計画</p> <p data-bbox="456 1043 712 1086"><u>令和5年4月</u></p> <p data-bbox="479 1147 689 1190">宮城県</p>	<p data-bbox="1223 528 1733 571">工事後のモニタリング計画</p> <p data-bbox="1348 1043 1603 1086"><u>令和8年4月</u></p> <p data-bbox="1370 1147 1581 1190">宮城県</p>	<p data-bbox="1944 1070 2047 1094">・時点修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>I 基本方針</p> <p>1 目的 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に係る処分場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために、生活環境影響調査（以下「モニタリング」という。）を実施する。</p> <p>2 調査事項 1の目的を達成するための調査事項は、次のとおりとする。 (1) 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握 (2) 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握 (3) 処分場の状況の把握</p> <p>3 調査方法等 モニタリングにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)等の法令や日本産業規格等による。また、新たな知見が得られた場合や必要が生じた場合には、調査方法等について適時見直しする。</p> <p>4 調査開始時期 この計画は平成19年度及び平成20年度の支障除去対策工事後のモニタリングから適用する。</p> <p>5 その他 県は、日常的に処分場の点検や維持管理を実施し、異常が発生した時には必要な調査を実施する。</p> <p>6 関係基準等の改正への対応 廃棄物処理法に基づく規制基準及び地下水環境基準等の関係基準の改正により新たな項目に基準値が設定されたときは、モニタリング計画に反映させることとする。</p>	<p>I 基本方針</p> <p>1 目的 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に係る処分場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために、生活環境影響調査（以下「モニタリング」という。）を実施する。</p> <p>2 調査事項 1の目的を達成するための調査事項は、次のとおりとする。 (1) 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握 (2) 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握 (3) 処分場の状況の把握</p> <p>3 調査方法等 モニタリングにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)等の法令や日本産業規格等による。また、新たな知見が得られた場合や必要が生じた場合には、調査方法等について適時見直しする。</p> <p>4 調査開始時期 この計画は平成19年度及び平成20年度の支障除去対策工事後のモニタリングから適用する。</p> <p>5 その他 県は、日常的に処分場の点検や維持管理を実施し、異常が発生した時には必要な調査を実施する。</p> <p>6 関係基準等の改正への対応 廃棄物処理法に基づく規制基準及び地下水環境基準等の関係基準の改正により新たな項目に基準値が設定されたときは、モニタリング計画に反映させることとする。</p>	

改正前	改正後	備考													
<p>II 調査項目</p> <p>1 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握に関する調査 処分場による生活環境保全上の支障の有無を把握するため、次の調査を実施する。</p> <p>1.1 大気環境調査 処分場及び対照地点の大気に含まれる物質の濃度を測定し、処分場からの発生ガスによる影響を調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>イ 大気環境基準項目・指針値設定項目 10項目</p> <table border="1" data-bbox="215 592 1003 671"> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>1,3-ブタジエン</td> <td>ジクロロメタン</td> <td>アクリロニトリル</td> <td>クロロホルム</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>ベンゼン</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>水銀及びその化合物</td> </tr> </table> <p>ロ その他の項目 3項目</p> <table border="1" data-bbox="215 722 687 762"> <tr> <td>硫化水素</td> <td>メタン</td> <td>アンモニア</td> </tr> </table> <p>(2) 調査地点 処分場内1地点、村田町役場1地点</p> <p>(3) 調査頻度 年1回(1月から2月の間に実施)</p> <p>1.2 硫化水素連続調査 処分場内で発生した硫化水素による悪臭の影響を調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目 硫化水素、風向、風速</p> <p>(2) 調査地点 処分場内敷地境界1地点、村田第二中学校1地点</p> <p>(3) 調査頻度 24時間連続</p> <p>1.3 放流水水質調査 処分場からの放流水の水質を調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目</p>	塩化ビニルモノマー	1,3-ブタジエン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	水銀及びその化合物	硫化水素	メタン	アンモニア	<p>II 調査項目</p> <p>1 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握に関する調査 処分場による生活環境保全上の支障の有無を把握するため、次の調査を実施する。</p> <p>1.1 硫化水素連続調査 処分場内で発生した硫化水素による悪臭の影響を調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目 硫化水素、風向、風速</p> <p>(2) 調査地点 処分場内敷地境界1地点、村田第二中学校1地点</p> <p>(3) 調査頻度 24時間連続</p> <p>1.2 放流水水質調査 処分場からの放流水の水質を調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目</p>	<p>・大気環境調査 削除</p>
塩化ビニルモノマー	1,3-ブタジエン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	クロロホルム											
1,2-ジクロロエタン	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	水銀及びその化合物											
硫化水素	メタン	アンモニア													

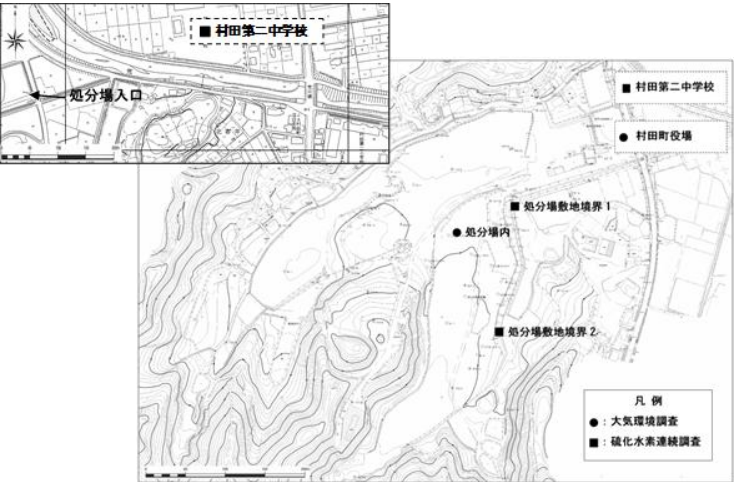

改正前					改正後					備考
イ 排水基準項目 17項目					イ 排水基準項目 17項目					・大腸菌群数を大腸菌数へ変更 ・大腸菌群数を大腸菌数へ変更
鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	1,4-ジオキサン	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	1,4-ジオキサン	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	
アンモニア等※	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	アンモニア等※	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	
大腸菌群数	ダイオキシン類				大腸菌数	ダイオキシン類				
※ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物					※ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物					
ロ その他の項目 7項目					ロ その他の項目 7項目					
溶存酸素量 (DO)	塩化物イオン	硫酸イオン	水	温	透	視	度			
流	量	電	気	伝	導	率				
(2) 調査地点 放流水採取地点 1 地点					(2) 調査地点 放流水採取地点 1 地点					
(3) 調査頻度 イ (1) イに掲げる項目のうち、以下に掲げる 15 項目 年 1 回【8 月から 9 月 (ただし、ダイオキシン類は 7 月から 9 月) の間に実施】					(3) 調査頻度 イ (1) イに掲げる項目のうち、以下に掲げる 15 項目 年 1 回【8 月から 9 月 (ただし、ダイオキシン類は 7 月から 9 月) の間に実施】					
鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア等	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア等	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール含有量	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール含有量	
亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	大腸菌群数	ダイオキシン類	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	大腸菌数	ダイオキシン類	
ロ 前項に掲げる項目以外の調査項目 年 4 回					ロ 前項に掲げる項目以外の調査項目 年 4 回					
1.4 河川水水質調査 処分場からの放流水による放流先 (荒川) の影響を調査するもの。					1.3 河川水水質調査 処分場からの放流水による放流先 (荒川) の影響を調査するもの。					
(1) 調査項目 イ 環境基準健康項目 6項目					(1) 調査項目 イ 環境基準健康項目 6項目					
鉛	砒	素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ	っ	素	ほ	う	素	
1,4- ジオキサン										
ロ 環境基準生活環境項目 5項目					ロ 環境基準生活環境項目 5項目					
水素濃度イオン (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	水素濃度イオン (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
ハ その他の項目 7項目					ハ その他の項目 7項目					
アンモニア※	塩化物イオン	硫酸イオン	水	温	透	視	度			


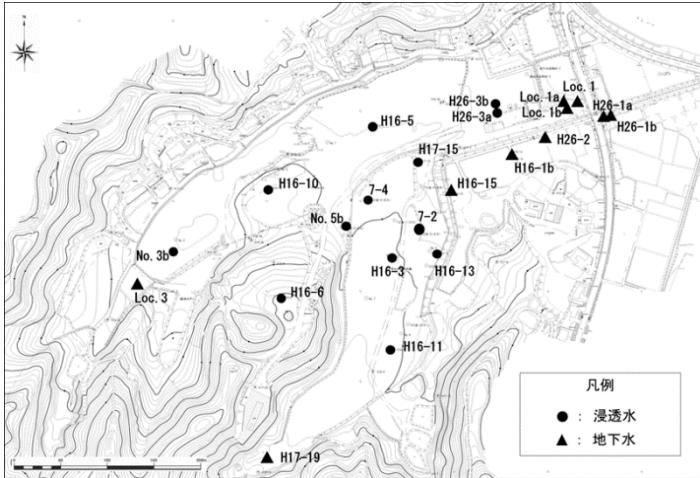

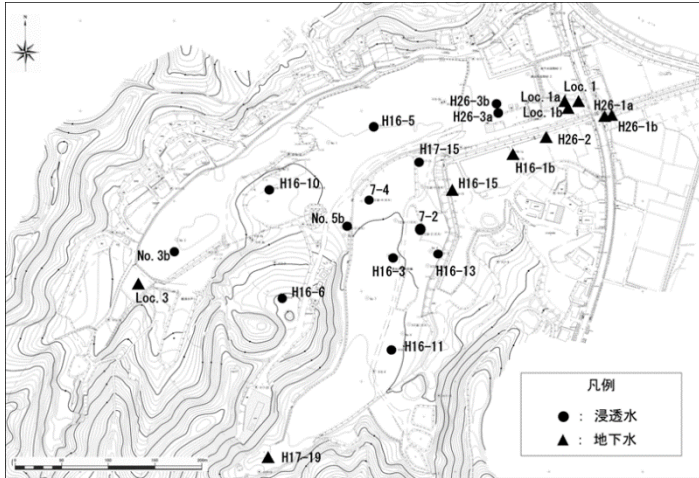
改正前	改正後	備考																																																						
<table border="1" data-bbox="215 209 528 244"> <tr> <td>流</td> <td>量</td> <td>電</td> <td>気</td> <td>伝</td> <td>導</td> <td>率</td> </tr> </table> <p>※ アンモニア, アンモニウム化合物</p> <p>(2) 調査地点 荒川上流側 1 地点, 荒川下流側 1 地点</p> <p>(3) 調査頻度 イ (1) イ及びロに掲げる項目のうち, 以下に掲げる 5 項目 年 1 回 (8 月から 9 月の間に実施)</p> <table border="1" data-bbox="215 480 1003 515"> <tr> <td>鉛</td> <td>砒</td> <td>素</td> <td>ふ</td> <td>っ</td> <td>素</td> <td>ほ</td> <td>う</td> <td>素</td> <td>大</td> <td>腸</td> <td>菌</td> <td>数</td> </tr> </table> <p>ロ 前項に掲げる項目以外の調査項目 年 4 回</p>	流	量	電	気	伝	導	率	鉛	砒	素	ふ	っ	素	ほ	う	素	大	腸	菌	数	<table border="1" data-bbox="1104 209 1417 244"> <tr> <td>流</td> <td>量</td> <td>電</td> <td>気</td> <td>伝</td> <td>導</td> <td>率</td> </tr> </table> <p>※ アンモニア, アンモニウム化合物</p> <p>(2) 調査地点 荒川上流側 1 地点, 荒川下流側 1 地点</p> <p>(3) 調査頻度 イ (1) イ及びロに掲げる項目のうち, 以下に掲げる 5 項目 年 1 回 (8 月から 9 月の間に実施)</p> <table border="1" data-bbox="1104 480 1892 515"> <tr> <td>鉛</td> <td>砒</td> <td>素</td> <td>ふ</td> <td>っ</td> <td>素</td> <td>ほ</td> <td>う</td> <td>素</td> <td>大</td> <td>腸</td> <td>菌</td> <td>数</td> </tr> </table> <p>ロ 前項に掲げる項目以外の調査項目 年 4 回</p>	流	量	電	気	伝	導	率	鉛	砒	素	ふ	っ	素	ほ	う	素	大	腸	菌	数															
流	量	電	気	伝	導	率																																																		
鉛	砒	素	ふ	っ	素	ほ	う	素	大	腸	菌	数																																												
流	量	電	気	伝	導	率																																																		
鉛	砒	素	ふ	っ	素	ほ	う	素	大	腸	菌	数																																												
<p>1.5 バイオモニタリング</p> <p>処分場からの放流水による周辺環境への影響について, 魚類を用いた AOD 試験 (水族環境診断法 : Aquatic Organisms environment Diagnostics) を用いて調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目 AOD 試験による半数致死濃度</p> <p>(2) 調査地点 荒川上流側 1 地点, 荒川下流側 1 地点</p> <p>(3) 調査頻度 年 1 回 (11 月から 12 月の間に実施)</p>	<p>1.4 バイオモニタリング</p> <p>処分場からの放流水による周辺環境への影響について, 魚類を用いた AOD 試験 (水族環境診断法 : Aquatic Organisms environment Diagnostics) を用いて調査するもの。</p> <p>(1) 調査項目 AOD 試験による半数致死濃度</p> <p>(2) 調査地点 荒川上流側 1 地点, 荒川下流側 1 地点</p> <p>(3) 調査頻度 年 1 回 (11 月から 12 月の間に実施)</p>																																																							
<p>2 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握に関する調査</p> <p>処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれを把握するため, 次の調査を実施する。</p>	<p>2 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握に関する調査</p> <p>処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれを把握するため, 次の調査を実施する。</p>																																																							
<p>2.1 浸透水及び地下水水質調査</p> <p>(1) 調査項目 イ 地下水等検査項目 25 項目</p> <table border="1" data-bbox="215 1334 1003 1430"> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>総</td> <td>水</td> <td>銀</td> <td>カドミウム</td> <td>鉛</td> <td>六</td> <td>価</td> <td>クロム</td> </tr> <tr> <td>砒</td> <td>素</td> <td>全</td> <td>シ</td> <td>アン</td> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>四</td> <td>塩</td> <td>化</td> <td>炭</td> <td>素</td> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> </tr> </table>	アルキル水銀	総	水	銀	カドミウム	鉛	六	価	クロム	砒	素	全	シ	アン	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	四	塩	化	炭	素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	<p>2.1 浸透水及び地下水水質調査</p> <p>(1) 調査項目 イ 地下水等検査項目 25 項目</p> <table border="1" data-bbox="1104 1334 1892 1430"> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>総</td> <td>水</td> <td>銀</td> <td>カドミウム</td> <td>鉛</td> <td>六</td> <td>価</td> <td>クロム</td> </tr> <tr> <td>砒</td> <td>素</td> <td>全</td> <td>シ</td> <td>アン</td> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>四</td> <td>塩</td> <td>化</td> <td>炭</td> <td>素</td> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> </tr> </table>	アルキル水銀	総	水	銀	カドミウム	鉛	六	価	クロム	砒	素	全	シ	アン	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	四	塩	化	炭	素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	
アルキル水銀	総	水	銀	カドミウム	鉛	六	価	クロム																																																
砒	素	全	シ	アン	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン																																																	
ジクロロメタン	四	塩	化	炭	素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン																																																
アルキル水銀	総	水	銀	カドミウム	鉛	六	価	クロム																																																
砒	素	全	シ	アン	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン																																																	
ジクロロメタン	四	塩	化	炭	素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン																																																

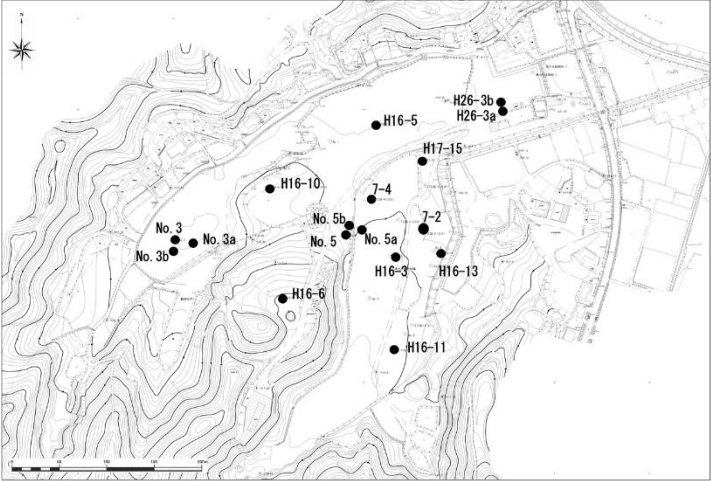
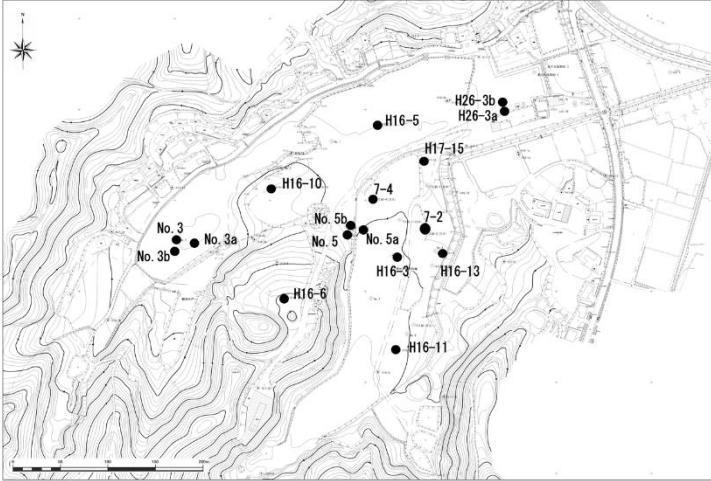
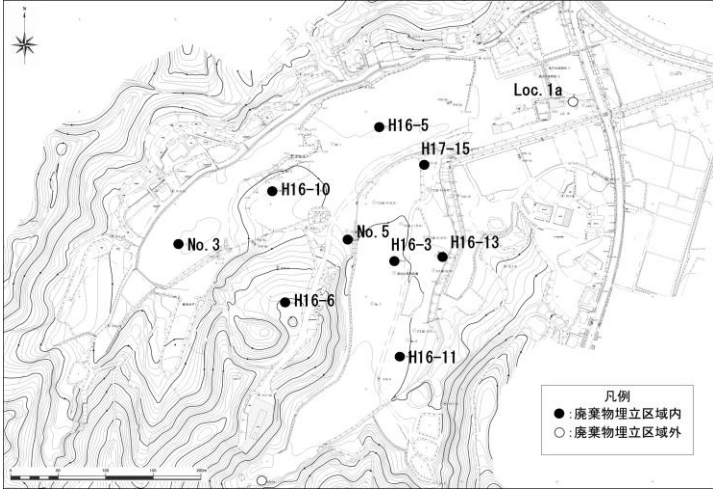
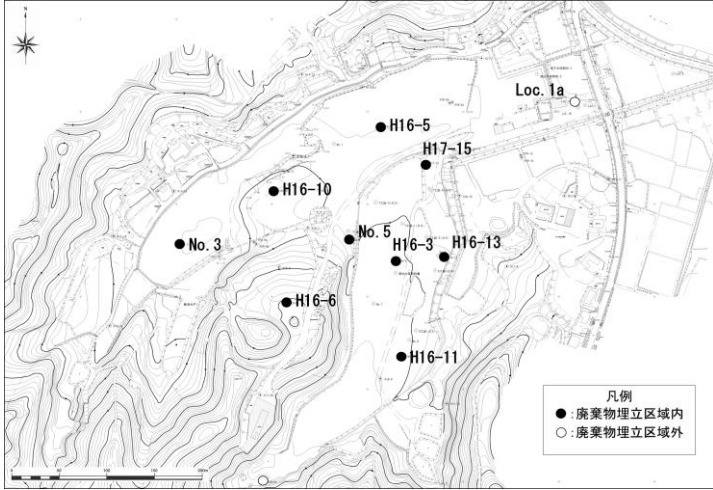
改正前					改正後					備考
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	塩化ビニルモノマー	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	塩化ビニルモノマー	
ただし、地下水は以上の項目のうち、以下の3項目のみとする。					ただし、地下水は以上の項目のうち、以下の3項目のみとする。					
鉛	砒	素	1,4-ジオキサン		鉛	砒	素	1,4-ジオキサン		
ロ その他の項目 17項目					ロ その他の項目 17項目					
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	ほう素	ふっ素	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	ほう素	ふっ素	
アンモニア※1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	重炭酸イオン	アンモニア※1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	重炭酸イオン	
硫化物イオン	水温	電気伝導率	酸化還元電位	ダイオキシン類※2	硫化物イオン	水温	電気伝導率	酸化還元電位	ダイオキシン類※2	
水位	透視度				水位	透視度				
※1 アンモニア, アンモニウム化合物 ※2 H16-1b はダイオキシン類を除く					※1 アンモニア, アンモニウム化合物 ※2 H16-1b はダイオキシン類を除く					
(2) 調査地点					(2) 調査地点					
イ 浸透水 11地点					イ 浸透水 11地点					
No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b					No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b					
ロ 地下水 10地点					ロ 地下水 10地点					
Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, H16-1b, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2					Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, H16-1b, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2					
※H16-1b はダイオキシン類を除く					※H16-1b はダイオキシン類を除く					
(3) 調査頻度					(3) 調査頻度					
イ (1) イ及びロに掲げる項目のうち、以下に掲げる24項目 年1回(5月から6月の間に実施)					イ (1) イ及びロに掲げる項目のうち、以下に掲げる24項目 年1回(5月から6月の間に実施)					
アルキル水銀	総水銀	カドミウム	六価クロム	全シアン	アルキル水銀	総水銀	カドミウム	六価クロム	全シアン	
ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	
セレン	塩化ビニルモノマー	重炭酸イオン	硫化物イオン		セレン	塩化ビニルモノマー	重炭酸イオン	硫化物イオン		
ロ 前項に掲げる以外の調査項目 年4回(ただし、ダイオキシン類は年2回)					ロ 前項に掲げる以外の調査項目 年4回(ただし、ダイオキシン類は年2回)					
3 処分場の状況の把握に関する調査					3 処分場の状況の把握に関する調査					
処分場の状況を把握するため、次の調査を実施する。					処分場の状況を把握するため、次の調査を実施する。					

改正前	改正後	備考
<p>3.1 発生ガス調査 処分場内の廃棄物による発生ガス及び浸透水の状況を把握するもの。</p> <p>(1) 調査項目 発生ガス量、メタン、二酸化炭素、硫化水素、酸素、孔内温度（管頭下 1m）、気象（気温、気圧）</p> <p>(2) 調査地点 No.3, No.3a, No.3b, No.5, No.5a, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b, 7-2, 7-4</p> <p>(3) 調査頻度 月 1 回</p> <p>3.2 地中温度調査 処分場内に埋設された廃棄物による地中温度上昇の状況を把握するもの。</p> <p>(1) 調査項目 鉛直方向 1 m 毎の温度、帯水域の温度</p> <p>(2) 調査地点 イ 廃棄物埋立区域内 <u>9</u> 地点 No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15</p> <p>ロ 廃棄物埋立区域外 <u>1</u> 地点 Loc.1a</p> <p>(3) 調査頻度 年 2 回（8 月から 9 月及び 1 月から 2 月の間に実施）</p> <p>3.3 地下水位調査 処分場内の浸透水及び地下水の水位状況を把握するもの。</p> <p>(1) 調査項目 地下水位、降雨量</p> <p>(2) 調査地点 イ 廃棄物埋立区域内 <u>11</u> 地点</p>	<p>3.1 発生ガス調査 処分場内の廃棄物による発生ガス及び浸透水の状況を把握するもの。</p> <p>(1) 調査項目 発生ガス量、メタン、二酸化炭素、硫化水素、酸素、孔内温度（管頭下 1m）、気象（気温、気圧）</p> <p>(2) 調査地点 No.3, No.3a, No.3b, No.5, No.5a, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b, 7-2, 7-4</p> <p>(3) 調査頻度 月 1 回</p> <p>3.2 地中温度調査 処分場内に埋設された廃棄物による地中温度上昇の状況を把握するもの。</p> <p>(1) 調査項目 鉛直方向 1 m 毎の温度、帯水域の温度</p> <p>(2) 調査地点 イ 廃棄物埋立区域内 <u>9</u> 地点 No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15</p> <p>ロ 廃棄物埋立区域外 <u>1</u> 地点 Loc.1a</p> <p>(3) 調査頻度 年 2 回（8 月から 9 月及び 1 月から 2 月の間に実施）</p> <p>3.3 地下水位調査 処分場内の浸透水及び地下水の水位状況を把握するもの。</p> <p>(1) 調査項目 地下水位、降雨量</p> <p>(2) 調査地点 イ 廃棄物埋立区域内 <u>11</u> 地点</p>	

改正前	改正後	備考
<p>No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b</p> <p>□ 廃棄物埋立区域外 10 地点</p> <p>Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, Loc.4, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2</p> <p>(3) 調査頻度 24 時間連続</p> <p>3.4 多機能性覆土状況調査</p> <p>地下の廃棄物層から発生したガスが多機能性覆土に捕捉され、大気中に放散していないことを、非穿孔型土壌ガス調査法（グラウンドエアシステム）を用いて確認するもの。</p> <p>(1) 調査項目 硫化水素</p> <p>(2) 調査地点</p> <p>イ 多機能性覆土施工箇所 13 地点</p> <p>A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, A-6, B-1, B-2, B-3, B-4, B-5, B-6, B-7</p> <p>ロ 比較対照地点（通常覆土施工箇所） 13 地点</p> <p>多機能性覆土隣接地等</p> <p>(3) 調査頻度 年 1 回</p> <p>3.5 地表ガス調査</p> <p>平成 22 年度の表層ガス調査において、多機能性覆土周辺の廃棄物層で比較的高い濃度の硫化水素が検出されたことから、その周辺を対象として、硫化水素が大気中に放散していないことを、非穿孔型土壌ガス調査法（グラウンドエアシステム）を用いて確認するもの。</p> <p>(1) 調査項目 硫化水素</p> <p>(2) 調査地点</p> <p>5 地点（平成 22 年度の表層ガス調査において、比較的高い濃度の硫化水素が検出された地点の周辺）</p>	<p>No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b</p> <p>□ 廃棄物埋立区域外 10 地点</p> <p>Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, Loc.4, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2</p> <p>(3) 調査頻度 24 時間連続</p> <p>3.4 多機能性覆土状況調査</p> <p>地下の廃棄物層から発生したガスが多機能性覆土に捕捉され、大気中に放散していないことを、非穿孔型土壌ガス調査法（グラウンドエアシステム）を用いて確認するもの。</p> <p>(1) 調査項目 硫化水素</p> <p>(2) 調査地点</p> <p>イ 多機能性覆土施工箇所 13 地点</p> <p>A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, A-6, B-1, B-2, B-3, B-4, B-5, B-6, B-7</p> <p>ロ 比較対照地点（通常覆土施工箇所） 13 地点</p> <p>多機能性覆土隣接地等</p> <p>(3) 調査頻度 年 1 回</p> <p>3.5 地表ガス調査</p> <p>平成 22 年度の表層ガス調査において、多機能性覆土周辺の廃棄物層で比較的高い濃度の硫化水素が検出されたことから、その周辺を対象として、硫化水素が大気中に放散していないことを、非穿孔型土壌ガス調査法（グラウンドエアシステム）を用いて確認するもの。</p> <p>(4) 調査項目 硫化水素</p> <p>(5) 調査地点</p> <p>5 地点（平成 22 年度の表層ガス調査において、比較的高い濃度の硫化水素が検出された地点の周辺）</p>	

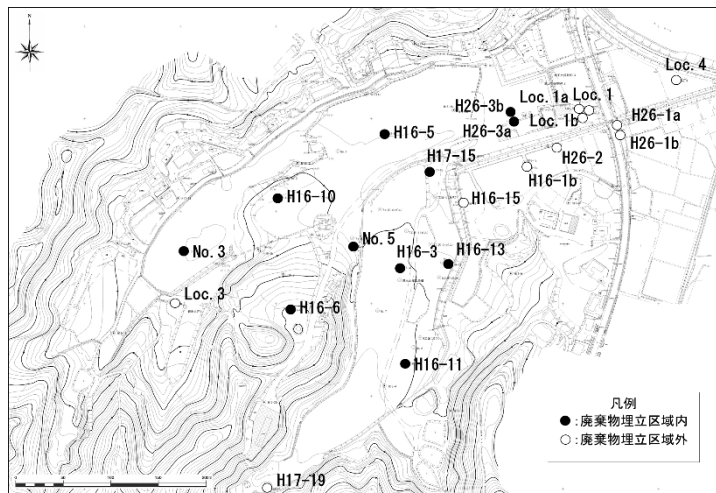
改正前	改正後	備考
<p>(3) 調査頻度 年1回</p> <p>III 調査結果の評価及び公表</p> <p>モニタリングは次の手順に従って実施及び評価し公表するものとする。</p> <p>(1) 県は、モニタリング計画に従い調査を実施する。 (2) 県は、調査した結果を評価したモニタリング評価案を作成し、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮問する。なお、モニタリング評価案の作成にあたっては、廃棄物処理法に基づく基準や環境基準等を参考にする。 (3) 評価委員会は、県から諮問されたモニタリング評価案を審議し答申する。 (4) 県は、評価結果をホームページ等で公表する。</p> <p>IV 調査地点図</p> <p>① 大気環境調査及び硫化水素連続調査地点図</p> 	<p>(6) 調査頻度 年1回</p> <p>III 調査結果の評価及び公表</p> <p>モニタリングは次の手順に従って実施及び評価し公表するものとする。</p> <p>(1) 県は、モニタリング計画に従い調査を実施する。 (2) 県は、調査した結果を評価したモニタリング評価案を作成し、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮問する。なお、モニタリング評価案の作成にあたっては、廃棄物処理法に基づく基準や環境基準等を参考にする。 (3) 評価委員会は、県から諮問されたモニタリング評価案を審議し答申する。 (4) 県は、評価結果をホームページ等で公表する。</p> <p>IV 調査地点図</p> <p>① 硫化水素連続調査地点図</p> 	<p>・調査地点図変更</p>

改正前	改正後	備考
<p>② 放流水及び河川水の水質調査, バイオモニタリング地点図</p>  <p>③ 浸透水及び地下水水質調査地点図</p> 	<p>② 放流水及び河川水の水質調査, バイオモニタリング地点図</p>  <p>③ 浸透水及び地下水水質調査地点図</p> 	

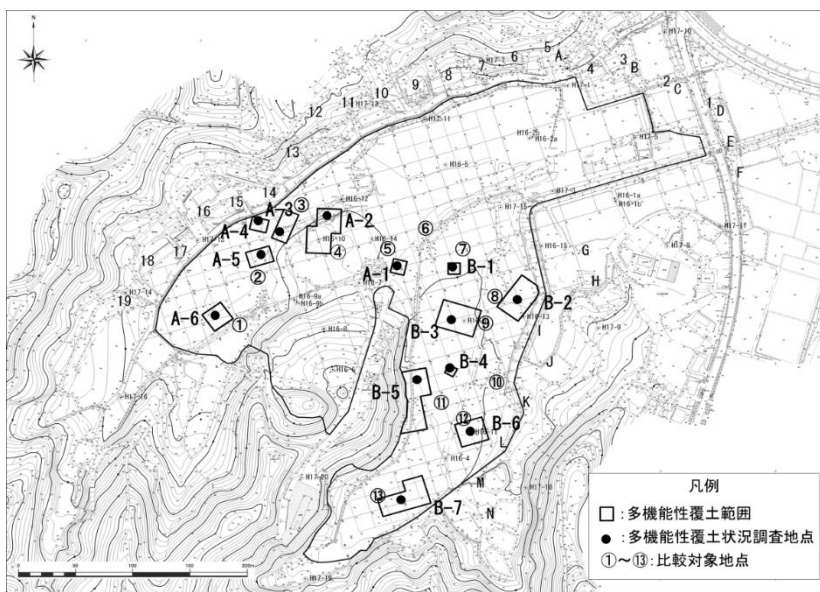
改正前	改正後	備考
<p>④ 発生ガス調査地点図</p> 	<p>④ 発生ガス調査地点図</p> 	
<p>⑤ 地中温度調査地点図</p> 	<p>⑤ 地中温度調査地点図</p> 	

改正前

⑥ 地下水位調査地点図

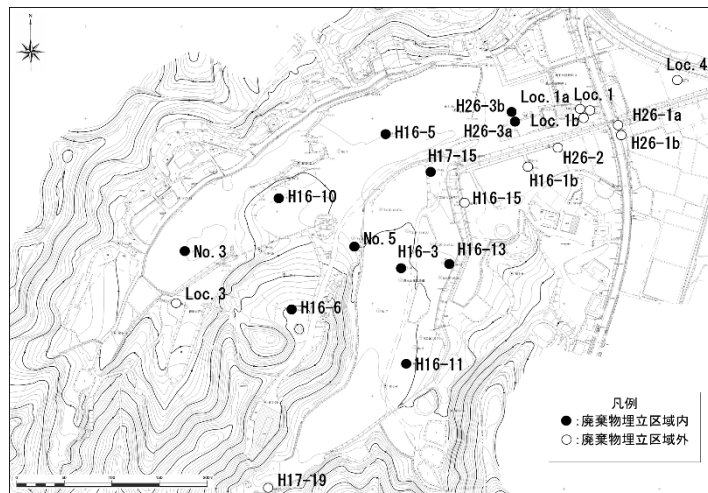


⑦ 多機能性覆土状況調査地点図

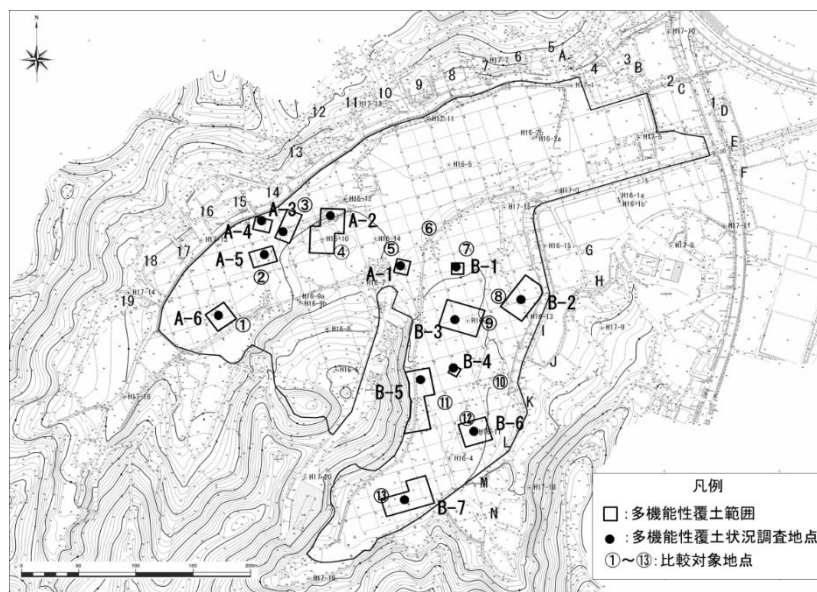


改正後

⑥ 地下水位調査地点図



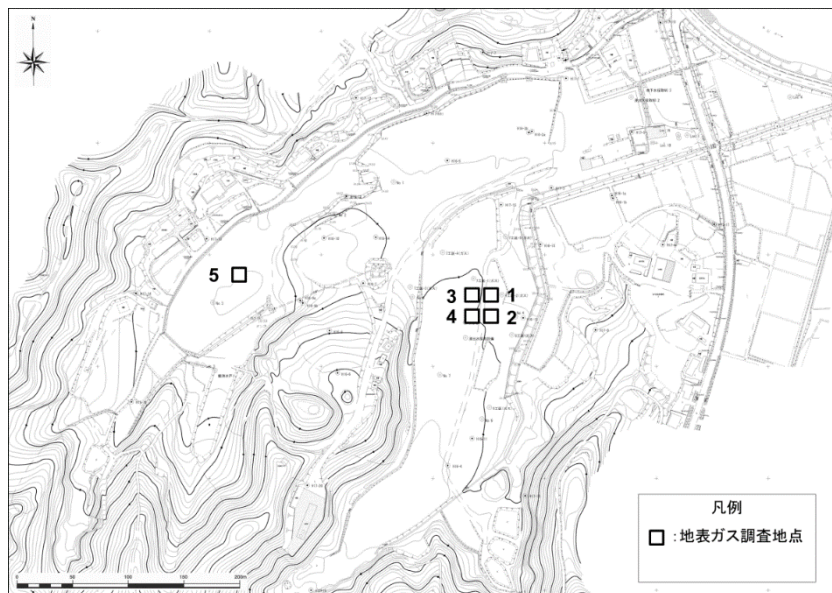
⑦ 多機能性覆土状況調査地点図



備考

改正前

⑧ 地表ガス調査地点図

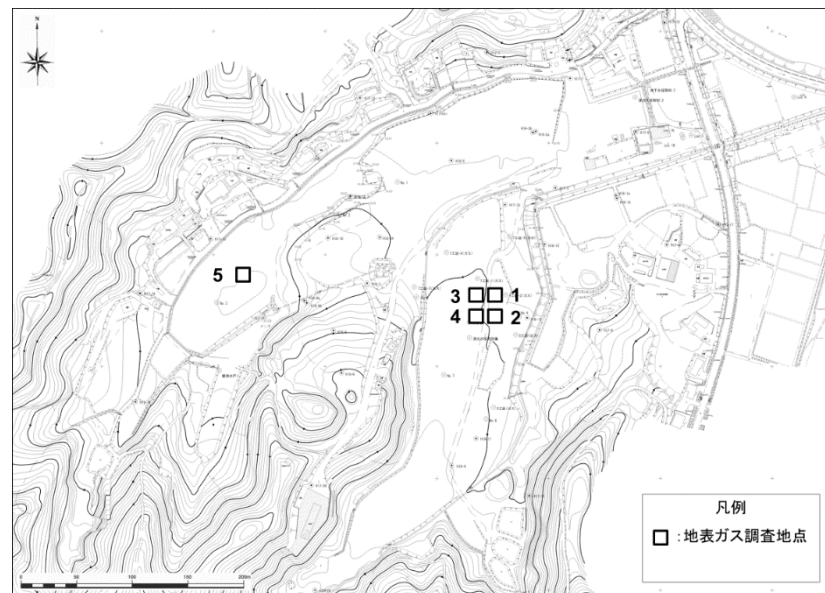


工事後のモニタリング計画

平成20年 1月10日 策定 (平成21年 4月 1日施行)
 平成20年 8月11日 改正 (平成21年 4月 1日施行)
 平成22年 1月 4日 改正 (平成22年 4月 1日施行)
 平成23年 4月 1日 改正 (平成23年 4月 1日施行)
 平成26年 4月 1日 改正 (平成26年 4月 1日施行)
 平成28年 2月 1日 改正 (平成28年 2月 1日施行)
 令和5年 4月 1日 改正 (令和5年 4月 1日施行)

改正後

⑧ 地表ガス調査地点図



工事後のモニタリング計画

平成20年 1月10日 策定 (平成21年 4月 1日施行)
 平成20年 8月11日 改正 (平成21年 4月 1日施行)
 平成22年 1月 4日 改正 (平成22年 4月 1日施行)
 平成23年 4月 1日 改正 (平成23年 4月 1日施行)
 平成26年 4月 1日 改正 (平成26年 4月 1日施行)
 平成28年 2月 1日 改正 (平成28年 2月 1日施行)
 令和5年 4月 1日 改正 (令和5年 4月 1日施行)
 令和8年 4月 1日 改正 (令和8年 4月 1日施行)

備考

・時点修正